

特定施設の構造等変更届出書

年 月 日

公共下水道管理者
岡 山 市 長 殿

申請者

住 所

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

電話番号（ ） ー

下水道法第12条の4（下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の4）の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※ 施設番号	
△ 特定施設の構造	別紙1のとおり	※ 審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	別紙2のとおり	※ 備 考	
△ 汚水の処理の方法	別紙3のとおり		
△ 下水の量及び水質	別紙4のとおり		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり		

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。こと。
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

1 特定施設の構造

施設名 (特定施設番号)		(-)	(-)	(-)
型式				
構造	材質			
	形状	別図()のとおり	別図()のとおり	別図()のとおり
	主要寸法			
能力				
設置数				
主要機械又は 主要装置の配置		別図()のとおり	別図()のとおり	別図()のとおり
新設変更の 着手予定		年 月 日	年 月 日	年 月 日
完成予定		年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定		年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考事項				

備考 「構造」及び「能力」の欄の記載については、詳細な図面を利用して、その概要を明記すること。

2 特定施設の使用の方法

施設名 (特定施設番号)	(-)	(-)	(-)
設置場所	別図 () のとおり	別図 () のとおり	別図 () のとおり
操業の系統	別図 () のとおり	別図 () のとおり	別図 () のとおり
一日の使用時間	時から 時まで 連続(時間毎) 時間/日	時から 時まで 連続(時間毎) 時間/日	時から 時まで 連続(時間毎) 時間/日
使用の季節的 変動の概要			
原材料の種類、 使用方法及び量			
廃液の分離方法			
使用時の汚水量 及び水質	別図 () のとおり	別図 () のとおり	別図 () のとおり
その他記載事項			

備考 「使用時の汚水量及び水質」の欄の記載については、別図によることとし、操業系統の図面とかねて記入しても良い。

3 汚水の処理の方法

汚水処理施設名			
汚水処理施設の設置場所	別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり
着工予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
完成予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
汚水処理施設の種類、型式、構造、主要寸法及び能力並びに処理の方法			
汚水の処理の系統	別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり
汚水の集水及び導水の方法	別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり
汚水処理施設の使用時間及びその季節的変動の概要	時から 時まで 連続(時間毎) 時間/日	時から 時まで 連続(時間毎) 時間/日	時から 時まで 連続(時間毎) 時間/日
汚水の処理に要する消耗資材の一日当たりの用途別使用量			
処理前後の水量及び水質	別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり
残渣の種類、量及びその処理の方法			
排除場所			
その他記載事項			

備考

- 「汚水の集水及び導水の方法」の欄の記載については、別図によることとし、特定施設から汚水処理施設に至る導水路並びに工場内の排水経路を明らかにすること。
- 「処理前後の水量及び水質」の欄の記載については別図によることとし、「汚水の集水及び導水の方法」の欄の図面に記入しても良い。

4 下水の量及び水質

項目及び排除基準		排水口	No. 1		No. 2		No. 3		総合	
		排水量	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
			m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
温度	45									
水素イオン濃度(pH)	5~9									
生物化学的酸素要求量(BOD)	600									
浮遊物質質量(SS)	600									
ノルマルヘキサン	鉱油類含有量	5								
抽出物質含有量	動植物油脂類含有量	30								
窒素含有量	240(80)									
燐含有量	32(8)									
沃素消費量	220									
カドミウム及びその化合物	0.03									
シアン化合物	1									
有機燐化合物	1									
鉛及びその化合物	0.1									
六価クロム化合物	0.2									
砒素及びその化合物	0.1									
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005									
アルキル水銀化合物	検出されないこと									
ポリ塩化ビフェニル	0.003									
トリクロロエチレン	0.1									
テトラクロロエチレン	0.1									
ジクロロメタン	0.2									
四塩化炭素	0.02									
1,2-ジクロロエタン	0.04									
1,1-ジクロロエチレン	1									
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4									
1,1,1-トリクロロエタン	3									
1,1,2-トリクロロエタン	0.06									
1,3-ジクロロプロペン	0.02									
チウラム	0.06									
シマジン	0.03									
チオベンカルブ	0.2									
ベンゼン	0.1									
セレン及びその化合物	0.1									
ほう素及びその化合物	10(230)									
ふっ素及びその化合物	8(15)									
1,4-ジオキサン	0.5									
フェノール類	5									
銅及びその化合物	3									
亜鉛及びその化合物	2									
鉄及びその化合物(溶解性)	10									
マンガン及びその化合物(溶解性)	10									
クロム及びその化合物	2									
ダイオキシン類	10									

備考

- 単位は、温度(℃)、水素イオン濃度(水素指数)、ダイオキシン類濃度(pg-TEQ/L)を除き全てmg/L。
- 通常の総合排水量が50m³/日未満の事業場については、生物化学的酸素要求量、浮遊物質質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)、窒素含有量及び燐含有量の排除基準は適用されない。
- 窒素含有量及び燐含有量の()内の数値は児島湖流域関連処理区に係る排除基準。
- ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物の()内の数値は岡東処理区に係る排除基準。